

労働保険料等加入・納入証明書発行のご依頼は 福岡労働局労働保険徴収課へ

証明書発行の手続きについて

1 手続き窓口は？

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館5階

福岡労働局 労働保険徴収課 徴収第2係 ☎092-434-9831

※労働基準監督署及び公共職業安定所（ハローワーク）では発行できません。

2 必要な書類は？

○「労働保険料等加入・納入証明（願）書」（労働局控・証明用の2枚で一式）
（労働保険料等納入証明書（特定技能外国人関係申請用）の場合は1枚で可）

☆以下の場合は、確認書類の提出（郵送の場合、同封）をお願いします。

- ①口座振替での納付の場合で、証明依頼日が口座振替日から2週間以内の場合
口座引落結果が確認できる通帳やインターネットバンキング取引履歴箇所の写し
- ②金融機関窓口での納付の場合で、証明依頼日が納付日から1週間以内の場合
領収証書の写し（金融機関の領収(出納)印のあるもの）

※上記の書類以外にも必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。

3 依頼の方法は？

上記1の窓口あてに郵送の方法でご依頼ください。また、以下の点にご留意ください。

- 上記2の書類と切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。
- 郵便を受付けてからお届けするまで概ね1週間程度お時間をいただきます。
- 郵便到着の有無や処理状況について個別のお問合せには対応できかねますので、必要に応じて郵便追跡サービスが利用可能な方法（特定記録やレターパック等）で郵送してください。

郵送によらず窓口での証明書の交付を希望する場合は、以下の点にご留意ください。

- 窓口上記2の書類をご持参ください。
- 福岡合同庁舎に入館する際は、身分証明書（運転免許証等）が必要です。
- 窓口の混雑状況によってはお待たせする場合があります。

4 証明書の様式は？

福岡労働局ホームページからダウンロードできます。 [福岡労働局 納入証明](#) で検索

[トップページ](#) > [各種法令・制度・手続き](#) > [労働保険関係](#) > [労働保険関係様式（納入証明願）](#)

○様式は「個別事業場用」と「事務組合委託事業場用」に分かれています。労働保険事務組合を通して労働保険に加入している場合は「事務組合委託事業場用」の様式を使用してください。

○特定技能外国人の受入等に関する場合は、労働保険料等納付証明書（特定技能外国人関係申請用）の様式を使用してください。